

専門医について

1. 医療法における専門医の広告について
2. 獣医領域における専門医・認定医
 - ①各学会の認定条件等
 - ②日本獣医循環器学会動物循環器認定医制度規定細則
 - ③比較眼科学会獣医眼科学専門医資格認定実施細則
 - ④日本獣医がん研究会腫瘍科認定医制度規約
 - ⑤JAHA 認定獣医内科専門医・外科専門医制度
 - ⑥日本小動物外科専門医協会

1. 医療法における専門性の広告について

○医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項

(平成14年3月29日厚生労働省告示第158号)

二十六 別に厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨

○厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準

(平成14年3月29日厚生労働省告示第159号)

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項第二十六号に規定する厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 1 学術団体として法人格を有していること
- 2 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が医師又は歯科医師であること
- 3 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること
- 4 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること
- 5 医師又は歯科医師の専門性に関する資格（以下「資格」という。）の取得条件を公表していること
- 6 資格の認定に際して五年以上の研修の受講を条件としていること
- 7 資格の認定に際して適正な試験を実施していること
- 8 資格を定期的に更新する制度を設けていること
- 9 会員及び資格を認定した医師又は歯科医師の名簿が公表されていること

2. 獣医領域における専門医・認定医

現在、専門医若しくは認定医制度を設立している獣医臨床系分野の学会、研究会

日本獣医循環器学会

比較眼科学会

日本獣医がん研究会（認定医Ⅰ種、認定医Ⅱ種）

JAHA 認定獣医内科専門医

JAHA 認定獣医外科専門医

日本小動物外科専門医協会（開始）

日本獣医内科学アカデミー（予定）

日本獣医病理学専門家協会

日本実験動物医学会

名称	日本獣医循環器学会	比較眼科学会	日本獣医がん研究会	JAHA 認定専門医制度
会員数	550名		正会員584名、準会員37名、賛助会員10名	動物病院 853 件、その他の獣医師 431 名、医師を含む学会員 44 名、VT 会員 738 名、ポランティア会員 966 名、学生会員 31 名、インストラクター会員 36 名、施設会員 168 施設、団体会員 2 団体、賛助会員 79 社。
活動（年）	定例大会 2 回、症例検討会 2 回、循環機能検査講習会 3 回、認定医講習会 3 回		研究会 2 回	年次大会及びセミナー
受験資格	臨床経験 5 年以上、循環器の臨床に修練を積んでいること（循環器症例 30 例の一覧表、そのうち 10 例の病歴要約、動物循環器講座の履修記録）、会員歴 5 年以上等	（1）比較眼科学会に 3 年以上在籍している獣医師で、過去 2 年間の手術実績が白内障等の眼内手術 20 症例以上、角膜移植術等眼表面手術 30 症例以上 （2）以下の各項の条件のいずれか一つ① 5 年以上の診療経験がある博士号取得者② 4 年間以上の一般臨床経験を有する上、認定された研修施設で 5 年間以上の研修を終了した者あるいはこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められた者 （3）評価基準（論文投稿、学会発表等）に従って総合点	認定医 I 種 認定 II 種資格を有する 認定医 II 種 認定制度で定められた認定医 II 種講習会を受講した者	伴侶動物を対象とした通算 6 年以上の臨床経験、認定専門医指定セミナーの受講、過去 3 年以内に学会発表又は論文発表のどちらか 1 回以上の実績、

試験	資格審査ならびに技術レポート審査、動物循環器カリキュラムの履修等	が80点に達している者 口頭、筆記、実地による試験	認定医Ⅰ種 口述・実技試験 (模範症例の 診断・治療)	認定医Ⅱ種 認定委員会 推薦され、所定 の審査に合格 した者、あるい は認定Ⅱ種試 験(筆記)に合 格した者	筆記試験(択一問題中心)及び面接試験
更新制	5年後に資格更新を行い、その基準については別に定める。	5年後に資格更新を行う。その際の基準は論文、学会、教育活動等			8年ごと(一定の条件)
参考HP	www.jsvc.jp/	www.jscvo.jp/japanese	www.jvcs.jp		www.jaha.or.jp/

日本獣医循環器学会 動物循環器認定医制度規程

目的

第1条 日本獣医循環器学会 動物循環器認定医制度（以下「認定制度」という）は、動物循環器認定医（以下「認定医」という）を認定することにより、日本国内での動物循環器学分野の向上・発展をめざすとともに、広範な臨床的知識と高度な専門知識および実践能力を備えた国際的水準の動物循環器専門家の育成を目的とする。

認定医の定義

第2条 動物の循環器学に関する専門知識を有し、指導的役割を果たすことのできる者で、獣医師および動物の循環機能検査に携わる専門技術者を対象とする。獣医師を獣医循環器認定医とし、獣医師以外の技術者を動物循環器認定研究者とする。

認定委員会

第3条 第1条に掲げる目的を遂行するために、下記の認定委員会を置き必要な事項を所掌するほか、併せて認定業務を行う。

- (1) 認定委員会に委員長および委員をおく。委員長は学会会長をもってあて、委員は学会会長および副会長の推薦ならびに理事会の承認を得て選出される。
- (2) 認定委員会の委員の任期は、学会会則の役員任期に準じる。

第4条 認定委員会はずぎの業務を行う。

- (1) 認定制度の規約等を作成する。
- (2) 認定医養成のための教育カリキュラムの作成および講習会を実施する。
- (3) 認定試験での資格審査、技術レポート審査、合否判定、その他必要とする認定業務を行う。

認定試験

第5条 認定制度により認定医の資格を得ようとする者は、所定の動物循環器カリキュラムを履修し、認定委員会が行う資格審査ならびに技術レポート審査に合格しなければならない。

- (1) 資格審査の基準は、別途定める評点基準による過去10年間の合計点が80点以上であること。
- (2) 技術レポート審査では、臨床獣医師の症例病歴要約レポート、あるいは学術研究分野に従事する獣医師および獣医師以外の研究者・技術者の課題レポートが、認定委員会の査定で合格の評価を得ること。
- (3) 認定委員会が指定する動物循環器カリキュラムを履修する。
- (4) 受験方法、認定審査料等は別途定める。

認定医試験受験資格

第6条 獣医循環器認定医を申請できる者は下記の通りとする。

- (1) 臨床獣医師にあつては、一般臨床経験5年以上、研究者にあつては、研究歴5年以上を経た者。
- (2) 獣医循環器の臨床に修練を積んでいること。なお、その評価基準については細則に定める。
- (3) 日本獣医循環器学会会員歴5年以上で、この間会費を完納している者。

第7条 動物循環器認定研究者を申請できる者は下記の通りとする。

- (1) 獣医師でない研究者または技術者で、試験・研究業務に5年以上の経験を有する者。
- (2) 動物の循環器に修練を積んでいること。なお、その評価基準については細則に定める。
- (3) 日本獣医循環器学会会員歴5年以上で、この間会費を完納している者。

認定証取得申請資格

第8条 認定委員会が施行する認定医のための認定試験合格者であること。

認定医資格の登録、更新および取り消し

第9条 認定医として認定された者には、資格取得者として日本獣医循環器学会に登録され、認定証を授与する。

第10条 認定医資格取得5年後に資格更新を行う。資格更新の基準については別途定める。

第11条 本学会認定の認定医として適格でない事由が生じた場合、認定を取り消すことがある。

第12条 登録料および更新料は別途定める。

規程の改正

第13条 この規程は、総会の承認により改正することができる。

付則

この規程は平成13年6月1日から施行する。

その他の必要事項については、本規程の細則に定める。

日本獣医循環器学会 動物循環器認定医制度規程細則

1. 日本獣医循環器学会 動物循環器認定医制度規程に基づきこの細則を定める。

2. 認定試験での書類審査

資格審査および技術レポート審査において提出する書類は、以下の通りである。

(1) 臨床獣医師

- イ) 資格審査のための自己評点票
- ロ) 受け持ち循環器症例 30 例の一覧表
- ハ) 上記 30 例中 10 例の病歴要約
- ニ) 臨床経験に関する分野毎の症例数は以下の通りとする。
 - ・先天性心疾患または心筋症の中から 2 例以上
 - ・不整脈例を 1 例以上
 - ・その他後天性心疾患を含む

ホ) 動物循環器講座の履修記録

(2) 学術研究分野に従事する獣医師および獣医師以外の研究者・技術者

- イ) 資格審査のための自己評点票
- ロ) 学術雑誌に掲載した論文が 3 編以上で、その一覧表
- ハ) 上記論文には筆頭著者 1 編以上を含み、これらの別刷の提出
- ニ) 動物循環器学の技術レポートの提出
- ホ) 動物循環器講座の履修記録

(3) 技術レポート審査

- イ) 病歴要約には、検査記録、必要とあらば参考資料を添付し、診断・処置にいたる経過を 1 症例につき 1200 字以内にまとめる。
- ロ) 動物循環器学の技術レポートは、受験申請年の課題について 5000 字以内にまとめる。
- ハ) 病歴要約および技術レポートは認定委員会が評点する。

(4) 動物循環器講座の履修記録の提出は別途定める。

3. 資格審査の評点基準

種 別	評点項目	最大評点	評点	
			発表	参加
論文掲載	「動物の循環器」掲載論文 他誌掲載の循環器学論文	30点	10(5) 5(3)	—
学会活動	日本獣医循環器学会	50点	8(4)	5
	循環器学関連の他学会・研究会	10点	4(2)	2
講習会	本学会共催の講習会・症例検討会	40点	8	5

注：論文は、学会誌またはレフリー制度の整った学術誌に掲載されたものであること。

発表における括弧内数字は連名発表の点数を示す。

評点は最大評点まで加算される。

4. 認定試験の通知、受験方法

- (1) 認定試験の実施期日および受験方法については、本学会誌「動物の循環器」或いは本学会会員への連絡文書で通知する。
- (2) 受験料は2万円とする。

5. 登録および資格更新

- (1) 認定医登録料は3万円とする。
- (2) 資格更新を申請する者は、更新願いを認定委員会に提出する。
- (3) 認定委員会は、申請者の5年間の活動経歴を基にして評価する。
- (4) 資格更新料は1万円とする。

6. この細則は、認定委員会の答申と理事会の承認により改正することが出来る。

付則

この細則は平成13年6月1日から施行する。

基礎眼科学専門家・獣医眼科学専門医制度 資格取得者

基礎眼科学専門家	稲垣覚、今若実穂、臼居敏仁、大塚博比古、久世博、久野博司、渋谷一元、鈴木通弘、瀧澤芳夫、田中浩二、中山直樹、古川敏紀、堀正樹、長文昭、今井良悦、小川竜也、佐々木正治
獣医眼科学専門医	印牧信行、工藤莊六、小林由佳子、斉藤陽彦、古川敏紀、安部勝裕、太田充治、清水誠、利田堯史、山形静夫、八巻敦美、余戸拓也
獣医眼科学専門医 (Father)	滝山昭
名誉専門職	福井正信、村地四郎、上田八尋、岡庭梓、小野憲一郎、吉田慎三
海外専門職	K.C. BARNETT、P. BEDFORD、D.E. BROOKS、G.M. BRYAN、B. CLERC、K.N. GELATT、L.L. HELPER、K. NARFSTROM、L.F. RUBIN

比較眼科学専門職規程

基礎眼科学専門家認定実施細則

基礎眼科学専門家認定申込用紙(MS-WORDファイル) [基礎眼科学専門家認定申込用紙\(pdfファイル\)](#)
 基礎眼科学専門家資格更新申込用紙(MS-WORDファイル) [基礎眼科学専門家資格更新申込用紙\(pdfファイル\)](#)

獣医眼科学専門医認定実施細則

獣医眼科学専門医認定申込用紙(MS-WORDファイル) [獣医眼科学専門医認定申込用紙\(pdfファイル\)](#)
 獣医眼科学専門医資格更新申込用紙(MS-WORDファイル) [獣医眼科学専門医資格更新申込用紙\(pdfファイル\)](#)

[このページのトップに戻る](#)

比較眼科学会専門職資格規程

(目的)

第1条 比較眼科学会専門職資格は、高度な眼科学的知識および診療技術を有した獣医師、あるいは高度な基礎眼科学領域の研究能力を有した研究者に付与するもので、獣医眼科医療を通じて動物福祉の向上を、あるいは基礎眼科学領域の研究を通じて人の健康と福祉の向上を図るために、それぞれの資格に応じた分野において中核的存在として学会活動を牽引する役割を担う。さらに、次世代においても獣医眼科医療や基礎眼科学領域の研究をより発展させるため、後継者を養成する義務を有する。

(名称)

第2条 当学会が認定する専門職(Japanese College of Veterinary and Fundamental Ophthalmologists)は、獣医眼科学専門医(Diplomate of Japanese College of Veterinary Ophthalmologists)および基礎眼科学専門家(Diplomate of Japanese College of Fundamental Ophthalmologists)とする。

2 当学会の認定する獣医眼科学・基礎眼科学専門職の育成に特に顕著な功績のあった者には、名誉専門職(Honorary Diplomate)、海外専門職(Overseas Honorary Diplomate)を与えるものとする。

(認定)

第3条 獣医眼科学専門医は広範な動物眼科疾患を適切に診療し得る獣医師である比較眼科学会員を対象とし、獣医眼科学専門医資格認定実施細則に基づいて学会が認定する。

2 基礎眼科学専門家は、in vitroを含めた基礎眼科学研究にたずさわる研究者である比較眼科学会員を

対象とし、基礎眼科学専門家資格認定実施細則に基づいて学会が認定する。

3 獣医眼科学専門医および基礎眼科学専門家の認定期間は5年とし、認定継続を希望する者に対しては、獣医眼科学専門医資格認定実施細則あるいは基礎眼科学専門家資格認定実施細則に基づいて学会が資格更新を認定する。

4 名誉専門職は、認定期間を過ぎながら認定継続を希望しなかった獣医眼科学専門医および基礎眼科学専門家、あるいは旧制度による資格取得者を対象とする。学会幹事会の承認を受け学会長が認定する。

5 海外名誉専門職は、獣医眼科学専門医および基礎眼科学専門家の育成に特に顕著な功績のあった海外在住者を対象とする。学会幹事会の承認を受け学会長が認定する。

(業務)

第4条 獣医眼科学あるいは基礎眼科学の知識の研鑽に励み、獣医・実験動物の眼科学的知識、技術の伝達向上に寄与しなければならない。

2 学会の実施する教育活動の講師を担当しなければならない。

(所管)

第5条 比較眼科学会専門職は学会長が統括し、認定者の動向把握などの運営には総務担当幹事があたる。

(資格の喪失)

第6条 次の各項のひとつに該当するとき、認定資格を喪失するものとする。

- (1) 本人が資格の返上を申し出たとき
- (2) 比較眼科学会の会員としての資格を喪失したとき
- (3) 認定資格の更新を行わず、認定期間を過ぎたとき
- (4) 比較眼科学会専門職の名誉を損ない、学会幹事会が資格剥奪を決議したとき

付則

本規定は平成13年7月20日から発効する。

[このページのトップに戻る](#)

基礎眼科学専門家資格認定実施細則

(目的)

第1条 本実施細則は、比較眼科学専門職資格規定に基づき、基礎眼科学専門家(以下、専門家という)の資格審査執行について定めるものである。

(委員会)

第2条 第1条の目的を達成するために基礎眼科学専門家資格審査委員会(以下、基礎資格委員会という)および基礎眼科学専門家資格審査試験作成委員会(以下、基礎試験委員会という)を設ける。

2 基礎資格委員会の委員長および委員は、理事、評議員および専門家資格取得者より学会長が任命する。

3 基礎試験委員会の委員長および委員は、理事、評議員および専門家資格取得者より学会長が任命する。

4 基礎資格委員会および基礎試験委員会の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

5 両委員会の委員長および委員は、兼任できないものとする。

(新規登録の申込手続き)

第3条 審査を申し込む者は、学会指定の用紙に必要事項を記入のうえ、履歴書及び研究業績リストを添えて、基礎資格委員会委員長に申し込むこととする。各種教育等を評点に加算しているものは修了証あるいは参加票のコピーを提出することとする。

(新規登録の書類審査)

第4条 専門職の新規登録の申請をする者は次の各項の条件を満たすものとする。

- (1) 比較眼科学会に継続して3年間以上在籍している者。
 (2) 基礎眼科学研究に5年間以上従事している者。
 (3) 表1の新規登録書類審査のための評点基準に従って総合点が80点に達している者。

表1 基礎眼科学専門家新規登録書類審査のための評点基準

種別	項目	筆頭発表者 評点	共同発表者 評点
論文投稿	出願時の過去5年以内の「比較眼科学研究」掲載論文	40	10
(最低10点、最大50点)	他誌に掲載された出願時の過去5年以内の比較眼科学関連論文	20	5
学会発表	出願時の過去5年以内の年次大会発表	20	5
(最低10点、最大50点)	他学会における出願時の過去5年以内の比較眼科学関連発表	10	3
各種教育等	学会主催の基礎講座修了者	30	30
(最低10点、最大50点)	基礎部会主催教育ミーティング受講	5(1回あたり)	5(1回あたり)
	平成10年以前の学会主催の「継続教育」受講	5(1回あたり)	5(1回あたり)
	年次大会参加	5(1回あたり)	5(1回あたり)
	ACVO・Stanford大学などの教育コース修了者	20	20

(試験科目)

第5条 試験科目は、「比較眼科学基礎」及び「実験動物眼科学」とする。

(試験審査)

第6条 基礎資格委員会は、書類審査の結果、基準に達していると判断された者に対して、口答・筆記・実地による試験を行い、その水準を確認する。

2 基礎資格委員会が、書類審査の結果で基準に達していると判断した者は、資格審査を申請した年度を含め3年間、書類審査合格の資格を保持し、口答・筆記・実地による試験を受けることができるものとする。

3 受験者は、所定の受験料を会計担当理事の指定する口座に納入すること。

4 基礎試験委員会は、専門家資格取得者に作成を依頼・集積した試験問題から、偏りがないようにその年度の資格審査用問題を選択する。試験当日までに、封印した試験問題に解答を添えて基礎資格委員会委員長に提出する。

(認定及び登録)

第7条 基礎資格委員会は合否を決定し、これを理事会に報告する。

2 合格者は、所定の登録料を会計担当理事の指定する口座に納入することとする。

3 会長は、登録料の納入確認後、合格者に「基礎眼科学専門家」の称号を与え、認定証を交付し、比較眼科学会専門職名簿に登録する。

(認定資格更新)

第8条 資格登録または資格更新後5年を経過してさらに資格認定の継続を希望する者は、資格更新の申請を行うものとする。

2 専門家資格の更新申請をする者は、次の各項の条件を満たす者とする。

(1) 資格更新申請時にも継続して、比較眼科学会の会員であること。

(2) 表2の認定更新のための評点基準に従って総合点が80点に達していること。

表2 基礎眼科学専門家認定更新のための評点基準

種別	項目	評点
論文	出願時の過去5年以内の「比較眼科学研究」掲載論文*	20
	他誌に掲載された出願時の過去5年以内の比較眼科学関連論文*	10
学会	出願時の過去5年以内の年次大会発表*	10

	他学会における出願時の過去5年以内の比較眼科学関連発表*	5
教育活動	学会主催の基礎講座における講師	15
(過去5年以内)	基礎部会主催教育ミーティングにおける講師	15
	その他の教育活動および年次大会における座長	15
	資格審査試験問題作成	10(1問あたり)
	年次大会参加	5

*:筆頭発表者と共同発表者は同スコアとする

3 資格更新を希望する者は、学会指定の用紙に必要事項を記入のうえ、基礎資格委員会委員長に申し込むこととする。

4 基礎資格委員会は、書類審査結果を理事会に報告する。

5 更新合格者は、所定の手数料を会計担当理事の指定する口座に納入することとする。

6 会長は、手数料の納入確認後、認定証を交付し、比較眼科学会専門職名簿を更新する。

付則

本細則は平成13年11月7日から発効する。

変更 平成15年5月31日

[このページのトップに戻る](#)

獣医眼科学専門医資格認定実施細則

(目的)

第1条 本実施細則は、比較眼科学専門職資格規定に基づき、獣医眼科学専門医(以下、専門医という)の資格審査執行について定めるものである。

(委員会)

第2条 第1条の目的を達成するために獣医眼科学専門医資格審査委員会(以下、獣医資格委員会という)および獣医眼科学専門医資格審査試験作成委員会(以下、獣医試験委員会という)を設ける。

2 獣医資格委員会の委員長および委員は、理事、評議員および専門医資格取得者より学会長が任命する。

3 獣医試験委員会の委員長および委員は、理事、評議員および専門医資格取得者より学会長が任命する。

4 獣医資格委員会および獣医試験委員会の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

5 両委員会の委員長および委員は、兼任できないものとする。

(新規登録の申込手続き)

第3条 審査を申し込む者は、学会指定の用紙に必要事項を記入のうえ、履歴書、研究業績リスト、手術症例報告書及び獣医師免許証のコピーを添えて、獣医資格委員会委員長に申し込むこととする。各種教育等を評点に加算しているものは修了証あるいは参加票のコピーを提出することとする。

(新規登録の書類審査)

第4条 専門職の新規登録の申請をする者は次の各項の条件を満たすものとする。

(1) 比較眼科学会に継続して3年間以上在籍している獣医師で、過去2年間の手術実績が以下の条件を満たす者。

一 白内障等眼内手術20症例以上。

二 角膜移植術等眼表面手術30症例以上。

(2) 以下の各項の条件のいずれかひとつを満たしている者。

一 5年間以上の診療経験が有る博士号取得者(獣医学等生命科学関連の学位)。

二 4年間以上の一般臨床経験を有するうえ、認定された研修施設で5年間以上の研修を修了した者、あるいは獣医資格委員会がこれと同等以上の知識及び技能を有すると認めた者。

＊ 研修施設認定基準

- ・ 獣医眼科を専門とした大学施設
- ・ 獣医眼科学専門医が1名以上常勤し、指導責任者を含めて十分な指導体制が取られている動物診療施設
- ・ 獣医眼科を専門とした大学施設が研修に適切と推薦した動物診療施設。ただし、大学施設等で3年間以上研修した獣医師が常勤しており、推薦した大学施設が指導の責任を負うものであること
- ・ 上記3項目に挙げた研修施設に準ずるものとして獣医資格委員会が認めた動物診療施設

(3) 表1の新規登録書類審査のための評点基準に従って総合点が80点に達している者。

表1 獣医眼科学専門医新規登録書類審査のための評点基準

種別	項目	筆頭発表者 評点	共同発表者 評点
論文投稿	出願時の過去5年以内の「比較眼科学研究」掲載論文	40	10
(最低10点、最大50点)	他誌に掲載された出願時の過去5年以内の比較眼科学関連論文	20	5
学会発表	出願時の過去5年以内の年次大会発表	20	5
(最低10点、最大50点)	他学会における出願時の過去5年以内の比較眼科学関連発表	10	3
各種教育等	学会主催の基礎講座修了者	30	30
(最低10点、最大50点)	臨床部会参加	5(1回あたり)	5(1回あたり)
	平成10年以前の学会主催の「継続教育」受講	5(1回あたり)	5(1回あたり)
	年次大会参加	5(1回あたり)	5(1回あたり)
	ACVO・Stanford大学などの教育コース修了者	20	20

(試験科目)

第5条 試験科目は、「比較眼科学基礎」及び「獣医臨床眼科学」とする。

(試験審査)

第6条 獣医資格委員会は、書類審査の結果、基準に達していると判断された者に対して、口答・筆記・実地による試験を行い、その水準を確認する。

2 獣医資格委員会が、書類審査の結果で基準に達していると判断した者は、資格審査を申請した年度を含め3年間、書類審査合格の資格を保持し、口答・筆記・実地による試験を受けることができるものとする。

3 受験者は、所定の受験料を会計担当理事の指定する口座に納入すること。

4 獣医試験委員会は、専門医資格取得者に作成を依頼・集積した試験問題から、偏りがないようにその年度の資格審査用問題を選択する。試験当日までに、封印した試験問題に解答を添えて獣医資格委員会委員長に提出する。

(認定及び登録)

第7条 獣医資格委員会は可否を決定し、これを理事会に報告する。

2 合格者は、所定の登録料を会計担当理事の指定する口座に納入することとする。

3 会長は、登録料の納入確認後、合格者に「獣医眼科学専門医」の称号を与え、認定証を交付し、比較眼科学会専門職名簿に登録する。

(認定資格更新)

第8条 資格登録または資格更新後5年を経過してさらに資格認定の継続を希望する者は、資格更新の申請を行うものとする。

2 専門医資格の更新申請をする者は、次の各項の条件を満たす者とする。

(1) 資格更新申請時にも継続して、比較眼科学会の会員であること。

(2) 表2の認定更新のための評点基準に従って総合点が80点に達していること。

表2 獣医眼科学専門医認定更新のための評点基準

種別	項目	評点
論文	出願時の過去5年以内の「比較眼科学研究」掲載論文*	20
	他誌に掲載された出願時の過去5年以内の比較眼科学関連論文*	10
学会	出願時の過去5年以内の年次大会発表*	10
	他学会における出願時の過去5年以内の比較眼科学関連発表*	5
教育活動 (過去5年以内)	学会主催の基礎講座における講師	15
	基礎部会主催教育ミーティングにおける講師	15
	その他の教育活動および年次大会における座長	15
	資格審査試験問題作成	10(1問あたり)
	年次大会参加	5

*:筆頭発表者と共同発表者は同スコアとする

3 資格更新を希望する者は、学会指定の用紙に必要事項を記入のうえ、獣医資格委員会委員長に申し込むこととする。

4 獣医資格委員会は、書類審査結果を理事会に報告する。

5 更新合格者は、所定の手数料を会計担当理事の指定する口座に納入することとする。

6 会長は、手数料の納入確認後、認定証を交付し、比較眼科学会専門職名簿を更新する。

付則

本細則は平成13年11月7日から発効する。

変更 平成15年5月31日

規 約

目的

第1条

日本獣医がん研究会獣医腫瘍科認定医制度(以下「認定制度」という)は、獣医腫瘍科認定医(以下「認定医」という)を認定することにより、日本国内での臨床腫瘍学分野の向上・発展をめざすとともに、一般臨床的知識と高度な専門知識および実践能力を備えた臨床獣医師の育成を目的とする。なお、認定制度は国際的水準の専門医制への移行を最終目的とする。

認定制度

第2条

日本獣医がん研究会(以下「研究会」という)は第5条に規定する資格を有し、研究会の実施する認定医試験に合格したものに対して認定証書を授与する。

第3条

本制度では認定医Ⅰ種と認定医Ⅱ種の資格を設置する。

第4条

資格の定義

- (1) 認定医Ⅰ種: 使用診療のための専門知識および一般臨床知識を有し、且つ実践的に診断・治療を行う能力を備える者
- (2) 認定医Ⅱ種: 腫瘍診療のための専門知識および一般臨床知識を有する者

第5条

認定条件

- (1) 研究会の会員で獣医師免許を有する者
- (2) 認定医Ⅰ種: 認定委員会が行う口述・実技試験(模範症例の診断・治療)に合格した者
受験資格: 認定医Ⅱ種資格を有する者
- (3) 認定医Ⅱ種: 以下のいずれかに該当する者
 - イ. 認定委員会で推薦され、所定の審査に合格した者
 - ロ. 認定医Ⅱ種試験(筆記試験)に合格した者受験資格: 認定制度で定めた所定の認定医Ⅱ種講習会を受講した者

獣医腫瘍科認定医認定委員会

第6条

研究会に獣医腫瘍科認定医認定委員会(以下「認定委員会」という)を置く。

- 1. 認定委員会はつぎの各項の委員を持って組織する。
 - (1) 認定委員会に委員長および委員をおく。委員長は研究会会長をもってあて、委員は研究会副会長および学識経験者からなる。
 - (2) 学識経験者の選出は総会の議決による。
 - (3) 認定委員会の任期は研究会会則17条に準じて4年とする。
 - (4) 認定委員会は、委員長が召集するものとする。

2. 認定委員はつぎの業務を行う。
 - (1) 認定制度の規約等を作成する。
 - (2) 第7条の名誉委員および第8条の実行委員を選出する。
 - (3) 認定医Ⅰ・Ⅱ種を認定する。

獣医腫瘍科認定医名誉委員会

第7条

研究会に獣医腫瘍科認定名誉委員会(以下「名誉委員会」という)を置く。

1. 名誉委員はつぎの各項の委員をもって組織する。
 - (1) 研究会の名誉委員で腫瘍診療の高度な専門知識を有する者または小動物臨床に幅広い知識を有する学識経験者
2. 名誉委員はつぎの業務を行う。
 - (1) 認定制度規約に関する参考意見を供与する。

獣医腫瘍科認定医Ⅱ種試験実行委員会

第8条

研究会に獣医腫瘍科認定実行委員会(以下「実行委員会」という)を置く。

1. 実行委員会はつぎの各項の委員をもって組織する。
 - (1) 臨床腫瘍学分野の診断と治療に深くたずさわり、認定委員会により選出された者、且つ認定医Ⅱ種資格を有する者
 - (2) 実行委員会に委員長をおく。委員長は認定委員会が推挙し実行委員会で承認する。
 - (3) 実行委員の任期は、研究会会則17条に準じて4年とする。
2. 実行委員会はつぎの業務を行う。
 - (1) 認定医Ⅱ種の教育カリキュラムや試験問題の作成・採点を実施する。
 - (2) 認定医Ⅱ種講習会を実施する。

認定医資格の取り消し

第9条

認定医として認定された者が、つぎの各号の一に該当するに至ったときは、認定委員は認定を取り消すことができる。

- (1) 裁判所において失跡宣告をうけたとき。
- (2) 第5条の各号に掲げる文書の記載事項が、事実と重大な相違があり、認定医として資格にかけるものありと認められたとき。
- (3) 獣医師の資格をそう失したとき。
- (4) 研究会を脱会したとき。
- (5) 研究会の定める生涯教育を満足しないとき。
- (6) 研究会会員として品格を汚すような行為のあったとき。

規定の改正

第10条

この規定は、総会の決定により改正することができる。

附 則

この規定は1999年2月1日から施行する。

附 記

その他の必要事項については、認定委員会の審議を経て総会が決定する。

その他



認定専門医

▶ 認定専門医規定

▶ 認定専門医
セミナー

▶ よくある質問

▶ セミナー予定

▶ 会員ページ

認定専門医制度のご案内

▶▶▶ JAHA認定獣医内科専門医・外科専門医制度ご案内

▶ 1. 制度発足の趣旨

JAHA認定専門医認定制度は、ヒューマン・アニマル・ボンドの理念に基づき、獣医学を通じて、人と伴侶動物双方の福祉と生活の質的向上に貢献することのできる、高度な専門知識、および広範な一般臨床知識を備えた内科臨床獣医師、外科臨床獣医師のスペシャリストの認定、および育成を目的として、スタートしました。

▶ 2. 制度の概要

認定資格には「JAHA認定獣医内科専門医(JAHA Certified Veterinary Internist)」、「JAHA認定獣医外科専門医(JAHA Certified Veterinary Surgeon)」の2種類があります。内科・外科両方を取得することも可能です。

毎年1回認定試験を行ない、合格した方を認定します。受験するには、一定の受験資格(臨床経験、指定セミナー受講実績、学会等への発表実績など)を満たすことが必要です。

認定後は、自動的に「認定専門医部会(内科・外科)」に所属して頂きます。認定専門医部会は、認定医の皆様自身にこの制度を育てて頂くためのものです。

認定資格は、8年ごとの更新制です。常に研鑽して頂くため、更新に際しても一定の更新条件が課されています。

▶ 3. 認定の機関

認定専門医の認定、制度の運営に関しては、「JAHA認定専門医認定委員会」が行ないます。

JAHA認定専門医認定委員会(敬称略):

Michael Lorenz(オクラホマ州立獣医科大学教授・副学長 アメリカ獣医内科専門医)

本好 茂一(日本獣医畜産大学名誉教授)

若尾 義人(麻布大学獣医学部教授)

石田 卓夫((社)日本動物病院福祉協会副会長、赤坂動物病院医療部門ディレクター、日本臨床獣医学フォーラム代表)

加藤 元((社)日本動物病院福祉協会学術常任アドバイザー、エンジェルメモリアル広尾セントラル病院院長)

▶ 4. 認定試験

試験日程と会場: 毎年1回、原則として8月に東京で実施します。
内科・外科同日実施。(同時受験可)

試験の形式: 筆記試験(択一問題中心 試験時間3時間)+面接試験(受験者全員が両方必須)

受験資格: 次項参照

受験料: 内科・外科 各30,000円

認定料: 30,000円(合格後)

▶ 5. 受験資格

受験に際しては、以下の4条件を満たしていることが必要です。

1. 獣医師としての臨床経験

獣医師免許取得後、個人病院または大学病院で、伴侶動物を対象とした通算6年以上の臨床経験があること。院長、勤務医は問いません。

2. 認定専門医指定セミナー(スペシャリストセミナー)受講

内科・外科とも、下記 指定8科目のスペシャリストセミナーを全て受講していること。
(うち1回のみは、ビデオ購入をもって出席の代替措置とできる。)

※再受験の場合等も、受講実績は保存されます。

※当初は指定6科目でしたが、2003年度の新クールから8科目に変更しています。

移行措置として、2006年度(第4回)試験までは、6科目の受講で受験可能です。

内科: 1. 内分泌学
2. 臨床病理学
3. 消化器病学
4. 神経病学
5. 泌尿器病学
6. 腫瘍学
7. 心臓病学
8. クリティカル・ケア / 麻酔

外科: 1. 胸部外科
2. 外科手術の基本 / 形成外科
3. 腹部 / 軟部外科A
4. 整形外科
5. 神経外科
6. 腫瘍学
7. クリティカル・ケア / 麻酔
8. 腹部 / 軟部外科B

(部分は、2003年度からの新設、一部変更科目)

3. 学会発表または論文発表

認定試験申し込み時点から過去3年(年度)以内に、A. 学会発表、B. 論文発表 どちらか1回以上の発表実績があること。

A. 学会発表: 国内、国外の学会での研究発表(シンポジウム、講演などではなく)。

抄録が発行される代表的な研究会や学会であれば、その規模などは問わない。

- 発表者であること。
- 発表内容は、内科外科を問わず、獣医学をはじめ医学、歯科学、衛生学、栄養学等、科学分野であればよい。
- 試験申し込み時に抄録の表紙および相当部分のコピーを添付すること。

B. 論文発表: 国内、国外のレフリー制度を持つ学会誌、商業誌等に発表した、オリジナリティーのある原著論文、あるいは短報論文、症例報告等。(総説、著述、翻訳、解説記事は不可。)

- 筆頭著者でなくてもよい
- 論文内容は、内科外科を問わず、獣医学をはじめ医学、歯科学、衛生学、栄養学その他科学分野のものであればよい。
- 試験申し込み時に相当部分のコピー、または別刷を添付すること。
- 申し込み時に未掲載でも、投稿し掲載が確定していれば可(この場合は採択通知のコピーを添付)。

4. 専門臨床教育

認定専門医の下で、3年間の専門臨床教育を受けていること。

(勤務という形態でなくても、密接な連絡をとりあい指導を受ける場合も可)

※2007年度(第5回)試験まではこの項は免除されます。

(指導を行なうべき認定専門医有資格者が誕生していないため)

▶ 6. 認定専門医認定部会

認定後は、自動的に「認定専門医部会(内科・外科)」に所属して頂きます。認定専門医部会は、認定医の皆様自身にこの制度と次世代の認定医を育てて頂くための会です。活動内容としては、認定医のためのセミナーの企画、認定医同士の情報交換、次世代の認定医のための専門臨床教育への参画等が考えられます。

部会運営事務手数料: 年間5,000円

▶ 7. 資格の更新

認定専門医の資格は、8年ごとの更新制です。

(ex. 第1回試験(2003年8月)での合格者の場合、2003年10月認定 認定期限: 2012年3月)

更新に際しては、下記の更新条件を満たしていることが必要です。

更新条件:

※ 原則として、認定専門医試験を再度受験し、合格すること。

更新のための受験の場合は、受験資格(Sセミナー出席、論文発表等)は必要ありません。

※ その他、スペシャリストセミナーの受講実績や学会発表、論文発表等について一定の条件を満たしている場合は、再受験なしで更新可能です。

更新料: 5,000円

 獣医麻酔外科学会		HOME	お問い合わせ	サイトマップ	リンク
入会案内	会則	活動	投稿規定	集案案内	雑誌紹介

日本小動物外科専門医協会 (Japanese College of Small Animal Surgeons) 設立専門医 (JCSAS Charter Diplomate) 公募要領

背景

小動物飼育者の増加に伴い、より高度な診断・治療を求める社会的要求は高まっている。一方、近年の臨床獣医学の発展は目覚ましいが、本邦においては、それにあわせた臨床分野の細分化が進んでいない。その最大の理由は、各獣医系大学の臨床教官数の不足にあるが、同時に各専門分野の確立にもっとも重要な研修医制度が全く整備されていないことにある。しかし、社会からの要望を考慮すれば、何らかの形で高度な医療を供給する体制を早期に構築することは必須であり、アメリカ、ヨーロッパ、あるいは医学領域で既に確立されている専門医制度を早期に立ち上げ、専門医を通して社会に高度で公平な臨床を普及し、あるいはその後に続く獣医師の指導や研究を通して獣医学に貢献する体制を築く必要がある。

このような背景のもとに、獣医麻酔外科学会では数年前から専門医制度の導入を検討し、本年2月、下記メンバーからなる設立委員会を立ち上げた。

竹内啓（東京大学名誉教授）、鈴木立雄（麻布大学名誉教授）、坂本紘（鹿児島大学教授）、山根義久（東京農工大学教授）、若尾義人（麻布大学教授）、小川博之（東京大学教授）、佐々木伸雄（東京大学教授）。

検討の結果、現在各大学に必ず講座／研究室が存在し、多くの症例を対象とした臨床活動と研究が行われている小動物外科分野について、設立専門医を選出し、今後は設立専門医が中心となって日本における小動物外科専門医制度をさらに発展させることとした。

目的

日本小動物外科専門医協会（以下、本協会）の目的は、以下の通りである。

- 1) 小動物外科学の専門医の資格を審査し、その育成を図る。
- 2) 本分野の研究促進を図り、その情報を広く広報する。
- 3) 本分野の教育、特に研修医制度等の卒後教育プログラムを指導、確立する。
- 4) 他の分野の獣医関係学会、団体等と連携し、もって社会にこの分野の標準的知識・技術の普及をはかる。

公募要領

設立専門医の応募資格

研修医制度が確立していない現状から、欧米の専門医と比較し、日本においても専門医として広く社会ならびに獣医界から認識される、という基準をもとに資格を設定した。

1. 小動物外科臨床に20年以上携わり、教授あるいは助教授の職にある者、あるいは開業獣医師として、主として外科手術を実施してきた者。ただし大学院に在学した者は、その年限を加えることができる。
2. 上記の獣医師でかつ以下の基準を満たすもの
 - ・ 5年以上獣医麻酔外科学会の会員であること
 - ・ 800例以上の小動物手術（ただし、避妊、去勢をのぞく）の実績

- ・審査のある雑誌に5報以上の投稿論文のあること
(筆頭著者あるいはcorresponding author)。
ただし、内容は外科学に限らず、臨床あるいは獣医学に関する内容であればよい。
- ・学会、研究会等で10回以上発表していること。ただし、これは一般演題の発表であり、教育講演、シンポジウム等は含まない。

3. さらに、以下の基準を考慮して審査する。

- ・博士の学位
- ・教育講演、シンポジウム講演の回数
- ・商業誌を含む種々の雑誌における論文、技術講座等の数

設立委員会は、上記基準をもとに設立専門医を書類によって選定する。

応募書類

1. <![endif]>履歴書(学歴、博士の学位の有無、職歴、獣医麻酔外科学会歴を必ず記す)
2. <![endif]>臨床歴:手術の内容ならびにその数について記すこと
3. <![endif]>論文業績:一覧表(形式自由、ただし、筆頭著者あるいはcorresponding authorの論文を初めに記し、その後に共著者の論文を表示する)
4. <![endif]>学会発表業績:筆頭演者あるいはcorresponding authorのものを一覧表にする
5. <![endif]>その他の業績:商業誌等における論文、教育講演、シンポジスト等の講演歴を記す。

応募方法:あらかじめ、審査手数料 30,000円を下記の郵便口座あて払い込みの上、払込受領書(コピー可)を応募書類に添えて、学会事務局に簡易書留で郵送する。

郵便振替口座
記号・番号:00140-5-412242
加入者名:獣医麻酔外科学会

応募の締め切り:平成17年1月31日(月)

審査結果発表:平成17年2月末

獣医麻酔外科学会事務局

113-8657 文京区弥生1-1-1
東京大学大学院農学生命科学研究科獣医外科学研究室気付
獣医麻酔外科学会事務局
電話:03-5841-5473
FAX:03-5841-1132

戻る